

第6 広報対応等

ポイント

- ◎ 広報担当部局との連携
- ◎ 報道機関対応の一元化
- ◎ 正確な情報提供等
- ◎ 広報機能の強化

1 広報担当部局との連携

県及び保健所設置市は、感染症の発生に備えて、平時から広報方法等について、広報担当部局と連携を図っておく。

2 報道機関対応の一元化

県及び保健所設置市は、感染症発生時には情報が錯綜しないよう、広報窓口を一元化するとともに、必要なサポート体制を確保する。

なお、感染症危機の場合、専門的見地からの発言や解説が求められることが多いことから、広報担当部局と調整のうえ、感染症に詳しい者が主なスピークスパーソンとして報道機関に対して状況提供できる体制を整備する。

3 正確な情報提供等

県及び保健所設置市は、感染症のまん延を防止するために必要な情報を積極的に収集するとともに、患者等のプライバシーに配慮しつつ、積極的に情報提供を行い、広報すべき情報とその集約の仕組み等をあらかじめ明確化しておく。

さらに、日常から関係機関へ感染症にかかるリーフレット等の配布及び緊急時におけるタイムリーな記者会見、ホームページ等の活用により、正確な情報提供を行う。

なお、感染症のまん延防止対策により、感染症の発生が終息した段階で、以後同様の感染症を発生させないための予防策や、感染症が再発した場合の対応策について、十分な広報を行う。

4 広報機能の強化

県は、感染症・疾病管理センターにおいて、専門的な知見に基づく情報発信ができるよう広報機能の強化を図る。